

〔別 紙〕
様式 2

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 特定医療法人扇翔会

① ☐ 財団 ◆ 社団 (◆ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ◆ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ◆ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 6 1 年 1 2 月 1 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 6 1 年 1 2 月 1 5 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇介護医療院管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師 (〇〇医師会会長)
同	〇〇 〇〇	経営有識者 (〇〇経営コンサルタント代表)
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者 (〇〇自治会長)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

(5) 役員及び評議員

R6.4.1

	氏 名	備 考
理事長	宮崎 俊聡	当法人 理事長
副理事長	川上 重彦	当法人 南ヶ丘病院院長
常務理事	川尻 文雄	当法人 南ヶ丘病院副院長(外科系診療部長)
同	向坂 喜湖	当法人 南ヶ丘クリニック院長
同	大岩 滋人	当法人 法人局長
理事	宮崎 誠示	当法人 会長
同	高澤 タマエ	当法人 相談役 株式会社シェーネアルト代表取締役
同	山崎 悟	株式会社シェーネアルト副代表取締役
同	産形 洋子	株式会社シェーネアルト専務取締役
監事	八田 守	税理士法人 八稜代表
同	野村 徹	(医)扇寿会 副施設長
評議員	田中 邦美	自宅
同	油木 京子	(医)扇寿会 会長
同	高澤 修一	(医)扇寿会 事務長
同	奥田 肇	非常勤麻酔科医
同	澁谷 武志	シブヤEDI(株) 代表取締役社長
同	後出 雅敏	税理士法人ノチデ会計 代表取締役
同	出口 久美子	当法人 クリニック責任者
同	出口 光子	株式会社シェーネアルト 憩の家管理者
同	北村 千栄子	株式会社シェーネアルト
同	北 善子	当法人 法人局
同	福田 太睦	石川県観光特使(前事務部長)
同	佐々木 まどか	株式会社シェーネアルト
同	山田 香織	株式会社 シェーネアルト常務取締役
同	山上 教宏	自宅
同	勝島 美和	当法人 南ヶ丘病院看護部長
同	村山 英孝	当法人 南ヶ丘病院施設課部長
同	高出 進	当法人 南ヶ丘病院診療技術部部長
同	北村 大助	野々市市市議会議員
同	地引 逸郎	当法人 南ヶ丘病院内科医長
同	牧野 勉	自宅

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	南ヶ丘病院 (711311686)	石川県野々市市西部中央土地区 画整理事業施行地区56街区1番	一般病床 120床
診療所	南ヶ丘クリニック (710122340)	石川県金沢市馬替町136番地 ホームみなみ内	一般病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
南ヶ丘訪問看護ステーション	石川県野々市市西部中央土地区 画整理事業施行地区56街区1番	
南ヶ丘ヘルパーステーション	石川県金沢市額新保町1丁目351	
金沢市地域包括支援センター まがえ【金沢市委託事業】	石川県金沢市額新保町1丁目351	
野々市市本町地区包括支援 センター【野々市市委託事業】	野々市市菅原町1番13号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月24日	令和4年度決算の決定
令和6年3月24日	理事、監事の選任の承認
令和6年3月24日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 特定医療法人 扇翔会

医療法人番号

00108

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	5,933,651 千円
2. 負 債 額	5,808,311 千円
3. 純 資 産 額	125,339 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,144,358
B 固 定 資 産	4,789,292
C 資 産 合 計 (A + B)	5,933,651
D 負 債 合 計	5,808,311
E 純 資 産 (C - D)	125,339

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 特定医療法人 扇翔会

医療法人番号 001081

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,144,358	I 流 動 負 債	465,979
現金及び預金	644,400	買掛金	66,973
事業未収金	486,645	未払金	56,831
たな卸資産	12,924	1年以内返済長期借入金	173,790
前払費用	3,267	未払費用	30,498
未収還付法人税等	5	未払法人税等	121
貸倒引当金	△ 2,884	未払消費税等	6,786
II 固 定 資 産	4,789,292	預り金	1,449
1 有 形 固 定 資 産	4,476,751	従業員預り金	27,264
建物	3,182,347	仮受金	6
構築物	3,671	賞与引当金	102,258
医療用器械備品	259,455	II 固 定 負 債	5,342,331
その他の器械備品	26,161	長期借入金	4,833,146
車両	0	資産除去債務	7,394
一括償却資産	492	退職給付引当金	385,309
土地	1,004,622	役員退職慰労引当金	116,482
2 無 形 固 定 資 産	48,113	負債合計	5,808,311
ソフトウェア	48,113	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	264,427	科 目	金 額
敷金	1,185	I 積 立 金	125,339
出資金	350	設立等積立金	945,467
保証金	65	繰越利益積立金	△ 820,127
保険積立金	85,282		
長期前払費用	1,691		
繰延消費税等	175,852	純資産合計	125,339
資産合計	5,933,651	負債・純資産合計	5,933,651

法人名 特定医療法人 扇翔会

医療法人番号

001081

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

損 益 計 算 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,040,084
2 事業費用		
(1)事業費	2,744,587	
(2)本部費	265,007	3,009,594
本来業務事業利益		30,490
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		92,192
2 事業費用		91,351
附帯業務事業利益		841
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業利益		31,331
II 事業外収益		
受取利息	849	849
III 事業外費用		
支払利息	45,045	45,045
經常損失		12,864
IV 特別利益		
法人税等還付金	364	364
V 特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失		12,499
法人税・住民税及び事業税	121	
法人税等調整額	-	121
当期純損失		12,620

法人名 特定医療法人扇翔会

※医療法人整理番号 00108

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

第三号議案

監 事 監 査 報 告 書

特定医療法人扇翔会
理事長 宮崎 俊聡 殿

私たちは、特定医療法人扇翔会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年6月25日

特定医療法人扇翔会

監事 八田 守

監事 野村 徹

